

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例

むし歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により欠損や障害が生じ、その結果として歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたすとともに、歯周病が全身の健康に影響を与えるものとされている。また、高齢者や要介護者における調査においても、口腔(く)衛生状態の改善や、咀嚼(しゃく)能力の改善を図ることが、誤嚥(えん)性肺炎の減少や、認知機能低下の予防、日常生活動作の改善に有効であることが示されている。そのため、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものであり、市民が健康な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、積極的な取組みを行っていただくに、この条例を制定する。

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市民、市、歯科医療関係者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策について基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)
第2条 歯及び口腔の健康づくりは、市民自らがその意義を自覚し、生涯にわたって取り組むものであり、その施策は、医療、保健、福祉、教育その他教育等の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得て、市民の自主的な取組みを促進することを旨として、推進されなければならない。

(市民の役割)
第3条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する理解を深め、必要に応じて県、市、事業者等が実施する歯科健診(健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診をいう。以下同じ。)その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)
第4条 市は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医療関係者その他関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

(歯科医療関係者の責務)
第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、職務を遂行し、適切な歯科医療又は歯科保健指導を行うよう努めるとともに、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力するものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の責務)
第6条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進及び他の者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
2 医療保険者は、基本理念にのっとり、市内の被保険者が歯科健診及び歯科保健指導(以下「歯科健診等」という。)を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。

附則
この条例は、令和2年10月1日から施行する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市内の事業所で雇用する従業員が歯科健診等を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。

第7条 市は、前2条に規定する者と連携し、基本理念にのっとり、8020運動を推進するとともに、ライフステージの特性に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
(2) 歯科と医科及び薬局が適切に連携し、周術期等及び訪問診療における歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進すること。
(3) 乳幼児期から高齢期まで生涯にわたるフッ化物応用等の効果的なむし歯予防対策を推進すること。
(4) 乳幼児期から高齢期まで適時、定期的に歯科健診等を受けるための機会を確保する取組みを推進すること。
(5) 妊産期における歯科疾患の予防対策を推進すること。
(6) 乳幼児期におけるむし歯予防及び口腔機能の健全な発達に関する取組みを推進すること。
(7) 学齢期における歯及び口腔の健康づくりに関する教育を推進すること。
(8) 成人期における歯周病予防対策を推進すること。
(9) 高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオールラウンド予防に関する取組みを推進すること。
(10) 口腔に発生するがん等の対策に関すること。
(11) 歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な障害児、障害者及び介護を必要とする高齢者等に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
(12) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進並びに糖尿病その他生活習慣病の予防等を推進すること。
(13) 災害歯科保健医療に係る体制の整備及び取組みを推進すること。
(14) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動に携わる市民の増加を図り、その活動を支援すること。
(15) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
(16) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関し必要な取組みを推進すること。(歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針、目標等)
2 歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な取組み等
(3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

第8条 市長は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 基本理念にのっとり推進する歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針、目標等
(2) 歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な取組み等
(3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則
この条例は、令和2年10月1日から施行する。



オールラフレイルって何だろう？

Q:オールラフレイルとは？

お口に関するささいな衰え(むせる、口が渇く、固いものが噛みにくい等)が口腔機能の低下だけでなく、心身の機能低下にまでつながる負の連鎖に警鐘を鳴らす概念です。

Q:放っておくとうなるの？

徐々に口腔や心身の機能が衰え、サルコペニアやロコモティブシンドロームなどのリスクが高くなります。また、心身や社会性の衰えも起こり、将来の要介護リスクが高まていきます。

Q:どうすれば予防・改善できるんだろう？

オールラフレイルは適切な口腔ケア、お口の体操など一人ひとりに合ったプログラムを継続的に行うことで予防・改善することができます。健康な歯や口腔機能を維持するために、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯や口腔内のチェックをおこなしましょう。

みんなでやってみよう！～よこすかバタカラ体操～

オールラフレイルを予防することは、生涯自分の歯で美味しく食事ができることに深く関わっています。日頃から自身やご家族の歯と口腔を意識し、予防・改善のためにお口の体操などの取組みを行うことが大切です。

横須賀市では、市歌のメロディに合わせて「バタカラ体操」を行う「よこすかバタカラ体操」を教室や講座で普及啓発しています。まちなかのごみ収集車や夕方の防災無線から横須賀市歌が聞かえてきたら、ぜひバタカラ体操を実践してみてください！毎日継続して行うことでお口の健康だけではなく、全身の健康を維持することにつながっていきます。

*本市のHPにも詳しく掲載しております。



歯科健診のこと

歯周病検診 節目年齢(30・40・50・60・70歳)の市民を対象とした無料歯周病検診を実施します。対象者へは受診券を送付しています。(※)	妊婦 歯科検診 母子健康手帳と一緒に無料受診券を発行しています。(※) 定期の受診をおすすめします。	2歳6か月児 歯科健診 対象者へ無料受診券を送付しています。(※) 横須賀市内の委託歯科医療機関にてご利用できます。	1歳6か月児 健診 各健診において、歯科健診を実施しています。対象者へは案内通知を送付します。お子様にとっては大切な時期です。忘れず受診してください。	3歳6か月児 健診 各健診において、歯科健診を実施しています。対象者へは案内通知を送付します。お子様にとっては大切な時期です。忘れず受診してください。
--	--	--	---	---

毎年6/4～6/10は 歯と口の健康週間です

横須賀市健康部健康増進課

〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目3番地11
 7-6 ウェルシティ市民プラザ3階

電話：046-824-7400 FAX：046-822-4302
 E-MAIL：SHIKA@CITY.YOKOSUKA.KANAGAWA.JP
 市HP： [横須賀市 歯と口腔](#)

この冊子は1,000部作成し、1冊あたりの印刷経費は87円です*

横須賀市

歯及び口腔の健康づくり推進計画

<概要版>

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)



歯や口腔の健康づくりは、生涯自分の歯で食事をすることや、会話を楽しむなど、生活の質を向上させ、いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らしていくために欠かせないものです。

近年では、オールラフレイル(お口に関するささいな衰えが口腔機能、心身機能の低下につながるという概念)がますます注目され、歯や口腔への関心がより高まっています。

本市では令和2年10月に施行された、「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」にのっとり、令和3年3月に「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定しました。

現状と課題

参考

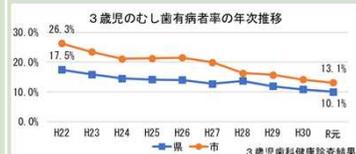
市の目標値

具体的な取り組み

乳幼児期



本市の幼児期のむし歯のある人の割合は年々減少し10年で約半数になりましたが、県の平均値より高い現状です。また重症型むし歯のある割合も高い傾向にあります。幼児期からかかりつけ医を持つことや、フッ化物応用の普及啓発が必要です。



評価指標	R元年度	目標値(R5)
3歳児でむし歯のある人の割合の減少	13.1%	11%
3歳児で重症型むし歯のある人の割合の減少	30.4%	25%
集団フッ化物洗口実施園の増加	12園	83園

- ◎集団フッ化物洗口
⇒市内保育園、幼稚園において、集団フッ化物洗口を実施します。
- 幼児歯科健康診査
⇒1歳6カ月児、2歳6カ月児、3歳児を対象に歯科健診を実施します。
- 各種教室の実施
⇒年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関する教室を実施します。

学齢期



12歳児でむし歯のある人の割合は年々減少しており、県より低い現状です。また、歯肉に異常所見のある中学生の割合も、県の23.5%に対し市は9.9%と県より低いことがわかります。口腔のセルフケア、チェックができる力を育てることや、フッ化物洗口の家庭内継続が重要です。



評価指標	R元年度	目標値(R5)
12歳児で永久歯のむし歯のある人の割合の減少	22.8%	19%
中学生における歯肉に異常所見がある人の割合の減少	9.9%	8%

- 学校歯科巡回教室
⇒市立小学校において歯科保健指導や歯みがきの実技指導を実施します。
- ◎フッ化物洗口の家庭内普及
⇒家庭内でのフッ化物洗口が継続できるよう環境を整えます。
- 情報の提供
⇒SNS等を通じて、歯と口腔の健康づくりに関する情報を発信します。

成人期



喪失歯を有する人の割合は年齢を追うごとに、増加傾向にあります。また本市歯周病検診の受診率は、60・70歳に比べ若い年齢層が低い傾向にあります。むし歯や歯周病等の歯科疾患予防のため、定期的な歯科健診の受診や、かかりつけ医を持つことが重要です。また、妊娠中は歯科疾患のリスクが高くなることから健診でのフォローアップが大切になります。



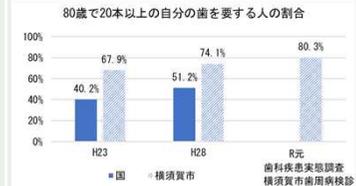
評価指標	R元年度	目標値(R5)
40歳で歯周病を有する人の割合の減少	48.4%	40%
40歳で未処置歯を有する人の割合の減少	35.5%	30%
妊婦歯科検診受診率の増加	21.0%	34%
歯周病検診受診率の増加	12.2%	27%
過去1年間に歯科健診を受けた人の割合の増加	36.5%	47%

- ◎妊婦歯科検診
⇒市内在住の妊婦に対し、無料の歯科健診を実施します。
- ◎歯周病検診
⇒節目年齢を迎える市民に対し、無料歯周病検診を実施します。
- 歯と口の健康づくり講座・教室
⇒歯科医師や歯科衛生士による、歯と口の健康づくりに関する講座や教室を実施します。

高齢期



60歳で24本以上、80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合はどちらも年々増加傾向にあります。しかしその増加に伴い、歯周病を有する人の割合も加齢とともに増加しています。また自分の歯または入れ歯で奥歯を噛みしめられる人の割合は加齢に伴い減少します。咀嚼機能の維持と歯の喪失防止としての歯周病対策が必要です。



評価指標	R元年度	目標値(R5)
60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合の増加	87.3%	89%
70歳代で自分の歯または入れ歯で左右の奥歯をしっかりと噛みしめられる人の割合の増加	82.5%	85%
80歳(75歳～84歳)で20本以上の自分の歯を有する人の割合の増加	80.3%	84%
半年前と比べて固いものが食べにくくなった人の割合の減少	27.8%	23%

- ◎歯周病検診
⇒市民の方を対象に、歯周病検診を実施します。
- ◎オーラルフレイル教室
⇒オーラルフレイルについての教室を実施し、講話を交えながら、舌舌検査や舌圧測定等を実施します。
- 歯と口の健康づくり講座・教室
⇒成人期と同様、年代に応じた講座や教室を開催します。

すべてのライフステージ

- 障害のある一部の方、介護を必要とする方に対する取り組み
⇒未就学児を対象とした無料歯科検診や、歯科診療所を開設します。また外出が困難な方へ訪問口腔指導を実施します。
- 災害歯科保健医療について
⇒災害時における被災生活において、被災者への適切な口腔ケアや、口腔機能の維持を支援します。
- 食育・たばこ対策、生活習慣病予防
⇒歯周病等との密接な関係がある食習慣や生活習慣病等について、対策や予防を推進します。

横須賀市は、市民皆さまの歯と口腔の健康づくりを応援します。

すべてのライフステージに応じた取り組みを実施することで、多くの方に歯と口腔に関心を持っていただき、生涯住み慣れた地域で元気に暮らしていけるよう、歯や口腔に関する事業を推進していきます。

